



【10月から、指定ごみ袋が変わりました：これまでのごみ袋は、12月31日まで使えます】

10月1日から、指定ごみ袋が新しくなりました。これまでの指定ごみ袋は、12月31日まではそのまま「燃やせるごみ」の袋として使用できますが、来年1月1日以降も「燃やせるごみ」の袋として使用する場合は、証紙シールを貼ってください。

※詳しくは11ページ「ごみ処理の有料化 Q & A」をご覧ください。【問い合わせ先】環境課 (☎ 82-1143)

No.086
広報
 2008/10/15



さんようおのだ

ごみ処理の有料化について、これまで広報紙やチラシによりお知らせしてきましたが、旧指定ごみ袋の使用について、わかりにくい部分があり、市民のみなさんにご迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。

目次	2 指定管理者を募集します ・きらら交流館 ・体育施設 (12 施設一括)	7 市長から市民のみなさんへ
	4 市財政の現状をお知らせします	8 保育園・幼稚園の園児募集
	6 市民意見公募制度 【意見を募集します：交通活性化計画】	9 情報ひろば 【旧山陽道ウォーキング】 など
		裏 図書館つうしん